

遠野市史編さん現代編部会設置要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

#### 遠野市史編さん現代編部会設置要綱

##### (設置)

第1条 遠野市史現代編の編さんを効率的に推進するため、遠野市史編さん現代編部会（以下「部会」という。）を置く。

##### (所掌事項)

第2条 部会は、遠野市史現代編の編さんに必要な調査及び編集を行う。

##### (組織)

第3条 部会は、部会長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表するものとし、市史編さんに関する顕著な識見を有するもののうちから市長が委嘱する。

3 委員は、市史編さんに関する識見を有するもののうちから市長が委嘱する。

##### (任期)

第4条 委員の任期は、遠野市史現代編の編さん作業完了予定日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

##### (意見の聴取等)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

##### (庶務)

第7条 部会の庶務は、遠野文化研究センター市史編さん室において処理する。

##### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。